

21-39930-0004 2021年5月28日

会員各位

公益社団法人経済同友会 常務理事·事務局長 岡野貞彦

新型コロナウイルス感染症対応に伴う 会員活動等に関する方針【~6/20】

新型コロナウイルス感染症について、政府は5月28日(金)に東京都を含む9都道府県に対して「緊急事態宣言」を6月20日(日)まで再延長することを決定しました。本会としましては、今月末を期限にお願いしている会員活動等に関する方針を延長することにしましたので、会員各位の一層のご理解とご協力を賜りたく、お願い申し上げます。なお、今後、政府等の発表・対応を踏まえて、下記方針を見直す可能性がございます。

■会合等は、原則として中止・延期(~6/20)

- ○会合等は、原則として中止・延期します。ただし、例外で実施する場合であっても、完全オンライン形式で、期間中の職員出勤率3割以下の範囲内とします。
- ○正副代表幹事会・幹事会は、書面審議形式による開催とします。
- ○本会活動に伴う出張は、原則として禁止します。

■事務局は、テレワークと有給休暇により出勤率3割以下(~6/20)

- ○引き続き、事務局職員のテレワークを強化し、有給休暇取得を推奨 して、期間中の職員出勤率を3割以下にします。
- ○事務局職員の出張は、原則として禁止します。

※本会事務局の出勤率の実績等をホームページ上で公開中

○本会では、事務局の出勤率の目標と実績、具体的な取り組みや工夫 を以下の通りホームページ上で公開しています。

https://www.doyukai.or.jp/newsrelease/2021/210518a.html

6月20日(日)までの連絡先 : doyukai-somu@doyukai.or.jp